

平成 30 年 7 月 28 日

お客様各位

瀬尾税理士事務所

## 「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された納税者の 税務関連の対応について

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さて、既にご存じの方もおられるかと思いますが、下記の指定地域に納税地のある方(法人、個人とも)について、国税、県税、市税それぞれ、申告や申請期限の延長、徴収の猶予、減免等の措置が執られております。詳細は当事務所までお尋ねいただくか、国税庁、広島県、各市のホームページ等でご確認下さい。

### 1. 指定地域

都道府県名	指定地域	都道府県名	指定地域
広島県	広島市安芸区	岡山県	岡山市北区
	呉市		岡山市東区
	竹原市		倉敷市真備町
	三原市		笠岡市
	尾道市		井原市
	東広島市		総社市
	江田島市		高梁市
	安芸郡府中町		小田郡矢掛町
	安芸郡海田町		山口県
	安芸郡熊野町	愛媛県	宇和島市
安芸郡坂町	大洲市		
	西予市		

### 2. 国税

#### (ア) 国税に関する申告、申請、納付等の期限延長

平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されています。申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討されます。

#### (イ) 平成 30 年分申告所得税の予定納税第 1 期分、消費税中間申告等

7 月 31 日(火)としていた振替日等は、期日が延長されました。

新しい振替日は被災された方々の状況に十分配慮して検討されます。

(ウ) 申告書等用紙の発送について

- ① 個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送見合わせ
- ② 指定地域内に納税地がある法人への申告書等用紙の発送見合わせ  
e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせされます。
- ③ 指定地域内に連絡先の事務所所在地がある法人への申告書等用紙の発送見合わせ  
e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましては、通常どおりメッセージボックスへ格納されます。

### 3. 広島県

平成 30 年7月5日以降に到来する県税の申告、申請、請求等書類の提出が必要なもの（審査請求は除きます。）の提出期限と、納付又は納入期限の延長を行いました。（期限の延長を受けるための手続きは不要です。）

(ア) 対象者：

期限延長の対象地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

(イ) 延長の対象外の県税

・自動車取得税・証紙徴収の方法により徴収する自動車税・狩猟税

### 4. 尾道市

(ア) 申告、納付等の期限の延長

指定地域の納税義務者等に対して、平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する市税の申告、納付等の期限の延長を行っています。(※自動的に延長されるため、申請は不要です。)

① 対象者

指定地域に、住所または主たる事務所、事業所を有する個人または法人等

② 対象税目

固定資産税、都市計画税、個人市民税(年金特徴を除く。)、法人市民税、市たばこ税(手持ち品課税分)

(イ) 徴収の猶予

一定の事実に該当する場合は、申請により 1 年以内(やむをえない理由がある場合で、申請により当初の猶予期間と併せて 2 年以内に延長可能)に限り、市税等の徴収が猶予される場合があります。

制度の内容や申請方法などについては、担当課へお問い合わせください。

収納課収納一係 ☎0848-38-9210

収納課収納二係 ☎0848-38-9174

(ウ) 市税等の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る市税等の減免を受けられる場合があります。制度の内容や申請方法については、各担当課へお問い合わせください。

税目	制度の内容	担当課
市県民税	災害による市・県民税の減免について	市民税課市民税係
固定資産税・都市計画税	災害による固定資産税等の減免について	資産税課家屋係・土地係
国民健康保険料	国民健康保険料の減免について	市民税課保険料係
介護保険料	介護保険料の減免、軽減について	市民税課保険料係
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の減免について	市民税課保険料係

## (エ) 三原市

尾道市と同様の取扱いとなっています。

### ① 問い合わせ先(申請先)

1. 納期限の延長及び減免に関すること。
  - i. 市県民税, 軽自動車税, 国民健康保険税, 後期高齢者医療保険料, 介護保険料については  
三原市市民税課(TEL)0848-67-6031
  - ii. 固定資産税・都市計画税については  
三原市資産税課(TEL)0848-67-6032
2. 徴収の猶予に関すること。  
三原市税制収納課(TEL)0848-67-6035
3. 市税等について、次の表の事由に該当する場合は、申請により、災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、減額又は免除できる場合があります。

4. 減免の事由と減免内容

税・料	減免の事由	減免割合
市県民税	納税者が震災，風水害，火災等により資産について甚大な損害を受けたとき。	全部～ 8分の1
固定資産税・ 都市計画税	市の全部又は一部にわたる災害又は天候不順により，著しく固定資産の価値を減じたとき。	全部～ 10分の4
国民健康保険税	災害により資産について甚大な損害を受け国民健康保険税の全額負担が困難と認められるとき。	全部～ 4分の1
後期高齢者医療 保険料	被保険者又はその属する世帯の世帯主が，震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財，又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。	全部
介護保険料	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が，震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。	全部～ 4分の1
※軽自動車税	減免措置はありません。 軽自動車等としての機能を失った場合，原則，平成31年4月1日までに廃車の手続きを行ってください。 ※滅失又は損壊した軽自動車の代替車を取得した場合，自動車取得税(県税)の減免措置があります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。	—

申請には，損害の程度が分かる「り災証明書」等の添付が必要となります。

(以上、各ホームページより抜粋)